

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

○千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）に関する資料

改正後	改正前								
<p>目次 第1章～第6章 略 <u>第7章 指定講習機関（第26条―第34条）</u> <u>第7章の2 運転免許取得者等教育等（第34条の2・第34条の3）</u> 第8章・附則 略</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、<u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）</u>、<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）</u>、<u>指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。）</u>、<u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）</u>及び<u>運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（試験場の場所）</u> 第13条 <u>施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="185 1086 1068 1431"> <thead> <tr> <th>名称等</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1)千葉県警察千葉運転免許センター</u></td> <td><u>千葉市美浜区浜田2丁目1番</u></td> </tr> <tr> <td><u>(2)千葉県警察流山運転免許センター</u></td> <td><u>流山市前ヶ崎217番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>(3)免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称等	所在地	<u>(1)千葉県警察千葉運転免許センター</u>	<u>千葉市美浜区浜田2丁目1番</u>	<u>(2)千葉県警察流山運転免許センター</u>	<u>流山市前ヶ崎217番地</u>	<u>(3)免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定</u>		<p>目次 第1章～第6章 略 <u>第7章 指定講習機関（第26条―第34条）</u> <u>（新設）</u> 第8章・附則 略</p> <p>（趣旨） 第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、<u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）</u>及び<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（試験場の場所）</u> 第13条 <u>施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> <u>(1)千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課</u> <u>(2)千葉県警察本部交通部運転免許本部流山運転免許センター</u> <u>(3)免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。）の住所地を管轄する警察署</u> <u>(4)前各号のほか、公安委員会の指定する場所</u></p>
名称等	所在地								
<u>(1)千葉県警察千葉運転免許センター</u>	<u>千葉市美浜区浜田2丁目1番</u>								
<u>(2)千葉県警察流山運転免許センター</u>	<u>流山市前ヶ崎217番地</u>								
<u>(3)免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定</u>									

めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。)の住所地を管轄する警察署	
(4)前各号に掲げるもののほか、公安委員会が指定する場所	

(臨時適性検査の通知等)

第19条 略

2 法第102条第1項から第4項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記第11号様式の2)により行うものとする。

(指定申請等)

第26条 指定規則第1条の規定による指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書(別記第15号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2・3 略

第7章 略

第7章の2 運転免許取得者等教育等

(高齢者講習同等課程を行うことができる者の指定等)

第34条の2 認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(別記第25号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定書(別記第26号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記第27号様式)により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

(認知機能検査同等方法等を行うことができる者の指定等)

第34条の3 認定検査規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(別記第28号様式)を公安委員

(臨時適性検査の通知等)

第19条 略

2 法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記第11号様式の2)により行うものとする。

(指定申請等)

第26条 指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。)第1条の規定による指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書(別記第15号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2・3 略

第7章 略

(新設)

会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定書（別記第29号様式）を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記第30号様式）により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第37条 認定教育規則第13条又は認定検定規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

（1）電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであつて、千葉県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものであること。

（2）1の電磁的記録媒体に複数のファイルを記録することができるものとする。

（3）電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイルに記録されている内容を表す標目とすること。

（4）電磁的記録媒体に提出者の氏名又は名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付すること。

（フレキシブルディスクによる手続）

第37条 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行われなければならない。

（1）トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式

（2）ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X0605に規定する方式

（3）文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式

3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行われなければならない。

4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

（1）提出者の名称

（2）提出年月日

別記

第11号様式（第19条第1項）

(その1)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所 様

千葉県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否
保 留
取 消 し
効力の停止

運転免許の 処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった <u>認知機能検査等</u> の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
 住所
 電話

別記

第11号様式（第19条第1項）

(その1)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所 様

千葉県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒 否
保 留
取 消 し
効力の停止

運転免許の 処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった <u>認知機能検査</u> の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備 考	

注

- 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、千葉県警察本部交通部運転免許本部 に提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
 住所
 電話

(新設)

(その2)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所 様

千葉県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

拒否
保留
取消
効力の停止

の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

(その3)

臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住所	様
千葉県公安委員会 印	
道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、拒保取消の効力の停止 否留の効力の停止	
処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部 住所 電話

(その2)

臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住所	様
千葉県公安委員会 印	
道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、拒保取消の効力の停止 否留の効力の停止	
処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注

- 1 診断結果が記載された主治医（掛かりつけ医）の診断書を提出した場合には、この検査を受ける必要はありません。
- 2 診断書を提出する場合は、_____年 月 _____日までに千葉県警察本部交通部運転免許本部 _____に提出してください。
- この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部 住所 電話

(その4)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所
様

千葉県公安委員会 印

道路交通法第102条第5項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知
します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、**取 消 し**
効力の停止
処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部
までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

(その3)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所
様

千葉県公安委員会 印

道路交通法第102条第5項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知し
ます。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、**取 消 し**
効力の停止
の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部
までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

(その5)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所
様

千葉県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので
通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部
までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

(その4)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所
様

千葉県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので
通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部
までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

第 1 1 号様式の 2 (第 1 9 条第 2 項)

(その 1)

しん だん しよ てい しゆつ めい れい しよ
診断書提出命令書

年 月 日

住所 様

千葉県公安委員会 印

あなたは、**認知機能検査等**の結果、「**認知症のおそれがある**」との判定を受け、**認知症のおそれ(疑い)**があることから、**道路交通法第 1 0 2 条第 項**の規定により、**下記のとおり、道路交通法施行規則第 2 9 条の 3 第 3 項**に規定する要件を満たす医師の**診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医))**が作成した**診断書**であつて、**診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうか**に関する当該医師の**意見が記載されているもの**を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく**診断書**を提出しない場合は、**が拒否される**
運転免許が**保留される** こととなりますので、**御注意**ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された**診断書**が**上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医))**が作成した**診断書**であつて、**診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうか**に関する当該医師の**意見が記載されているもの**を満たさない場合、**上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令**を行うこととなりますので、**御注意**ください。

診断書の提出を命ずる理由となつた 認知機能検査等 の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部
までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

第 1 1 号様式の 2 (第 1 9 条第 2 項)

しん だん しよ てい しゆつ めい れい しよ
診断書提出命令書

年 月 日

住所 様

千葉県公安委員会 印

あなたは、**認知機能検査**の結果、「**記憶力・判断力が低くなつている**」との判定を受け、**認知症のおそれ(疑い)**があることから、**道路交通法第 102 条第 項**の規定により、**下記のとおり、道路交通法施行規則第 29 条の 3 第 3 項**に規定する要件を満たす医師の**診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医))**が作成した**診断書**であつて、**診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうか**に関する当該医師の**意見が記載されているもの**を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく**診断書**を提出しない場合は、**が拒否される**
運転免許が**保留される** こととなりますので、**御注意**ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された**診断書**が**上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医))**が作成した**診断書**であつて、**診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうか**に関する当該医師の**意見が記載されているもの**を満たさない場合、**上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令**を行うこととなりますので、**御注意**ください。

診断書の提出を命ずる理由となつた 認知機能検査 の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部
までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

(その2)

診断書提出命令書

年 月 日

住所様

千葉県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
が保留される
運転免許が取り消される
こととなりますので、御注意ください。
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

Table with 2 columns and 4 rows: 診断書の提出を命ずる理由, 診断書の提出期限, 診断書の提出先, 備考

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部 住所 電話

(新設)

(その3)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

千葉県公安委員会 印

あなたは、 のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす下記理由に係る主治医の診断書を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

が保留される

運転免許 が取り消される こととなりますので、御注意ください。

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部
住所
電話

(新設)

第25号様式（第34条の2第1項）

（新設）

指 定 申 請 書		
年 月 日		
千葉県公安委員会 様		
住 所		
申請者		
氏 名		
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第26号様式（第34条の2第2項）

（新設）

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

千葉県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第27号様式（第34条の2第3項）

（新設）

第	号
指 定 取 消 通 知 書	
年 月 日	
名 称	
所在地	
様	
千葉県公安委員会 印	
下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知します。	
指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第28号様式 (第34条の3第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条^{第1項第4号}_{第2項第4号}の規定による同規則第1条^{第1号}_{第2号}に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(新設)

第29号様式（第34条の3第2項）

（新設）

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条^{第1項第4号}_{第2項第4号}の規定による同規則第1条^{第1号}_{第2号}に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

千葉県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第30号様式 (第34条の3第3項)

(新設)

第 号	指 定 取 消 通 知 書
	年 月 日
名 称 所在地	様
	千葉県公安委員会 印
下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 ^{第1項} _{第2項}	
第4号 ^{第1項} _{第2項} の規定による指定を取り消したので通知します。	
指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。